

平成 28 年 4 月 15 日
破産者 日本ロジテック協同組合
破産管財人 弁護士 渡邊 顯

破産管財人就任のごあいさつ

1 破産手続開始決定のお知らせ

日本ロジテック協同組合は、平成 28 年 4 月 15 日午後 5 時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

破産管財人は、裁判所から選任され、債権者その他の利害関係人のために公正中立に任務を行う者です。今後は、同協同組合の財産の管理処分に関する一切の権限は、破産管財人である当職に専属することとなります。

破産手続開始決定に伴い、債権者の皆様には、順次、破産手続に関するご通知をお送りする予定です。

今後の手続の詳細につきましては、お送りするご通知およびホームページ上に掲載されております「破産手続に関する Q & A」をご覧ください。

2 組合員の皆様へ

日本ロジテック協同組合は、本破産手続開始決定に先立ち、小売電気事業者登録申請を取り下げしており、本年 3 月 31 日をもって電力共同購買事業を含むすべての営業を廃止しております。そのため、組合員の皆様に対して、同協同組合を介しての、電力の供給を行うことはできません。

廃業に伴う契約の切り替えについては、地域電力会社と行っており、皆様への電力の供給が滞ることはございません。

3 今後の情報提供について

今後に必要な情報については、随時、ホームページに公表いたしますので、こちらもご参照ください。

また、お問い合わせは、下記専用ダイヤルにお願いいたします。

【お問い合わせ先】

電話番号：03-6204-2700、03-3534-0051

受付時間：月～金（祝祭日を除く）午前 10 時～午後 5 時

ホームページ：<https://www.j-logitec.jp/>